

平成30年度

第13回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成30年10月11日 (火)  
開会14時00分 閉会15時05分

場 所 教育委員室

平成30年度  
第13回大分県教育委員会

**【議 事】**

(1) 議 案

第1号議案 大分県教育功労者表彰について

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(2) 協 議

①管理職及び主幹教諭選考について

②求償権住民訴訟差戻控訴審判決への対応について

(3) その他

## 【内 容】

### 1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	高 橋 幹 雄
	委員	鈴 木 恵
事務局	理事兼教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	後 藤 榮 一
	参事監兼教育人事課長	法華津 敏 郎
	参事監兼学校安全・安心支援課長	宗 岡 功
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	教育改革・企画課長	中 村 崇 志
	教育財務課長	佐 藤 誠一郎
	福利課長	阿 部 浩 康
	義務教育課長	米 持 武 彦
	高校教育課長	檜 崎 信 浩
	社会教育課長	石 井 利 治
	人権・同和教育課課長補佐	阿 南 修 司
	文化課参事	前 田 英 明
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主査	三 浦 晃 史

### 2 傍聴人

17 名

## 開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成30年度 第13回教育委員会会議を開きます。

## 署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、高橋委員にお願いしたいと思っております。

## 会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。  
会議の終了は14時55分を予定しています。  
よろしく申し上げます。

## 議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案、第2号議案及び協議の①は、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案、第2号議案及び協議の①は、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしくをお願いします。

## 【協 議】

### ②求償権住民訴訟差戻控訴審判決への対応について

(工藤教育長)

それでは、協議の②「求償権住民訴訟差戻控訴審判決への対応について」法華津参事監兼教育人事課長から説明いたします。

(法華津参事監兼教育人事課長)

〈説明概要〉

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・福岡高裁（差戻控訴審）判決について</li><li>・対応方針案について</li></ul> |
|---|

(林職務代理者)

事件当時から教育委員を務めていますが、求償権の行使範囲については専門家委員会の検討結果を当時の教育委員会会議でも十分に検討し、協議してまとめたものです。損害の公平な負担の観点、それから専門家委員会から示された考慮すべき諸事情等について総合的に考慮した結果が今回の判決では認められなかった点について遺憾に思っています。したがって、事務局の提案に賛成したいと思います。

(岩崎委員)

最高裁の判決を踏まえた今回の福岡高裁の判決を読ませていただきました。

最高裁では、教員採用試験において不正が行われるに至った経緯、本件の不正に対する県教育委員会の責任の有無及び程度、本件の不正に関わった職員の職責・範囲・関与の態様、本件不正発生後の状況等に照らし、県による求償権の行使が制限されるべきであるか否かについて審議を尽くすようにということで差し戻されました。それに対し、高裁では

県教育委員会には具体的な責任はなかったということを明確にした上で、行政機関として具体的な違法行為をなした者に対してどの程度求償することができるのかということについては、全額求償するように求めています。今回の高裁判決は、今後いろいろな事案が生じた場合の先駆的な事例判決になります。県教育委員会が今回の事案について考慮すべきと考える諸事情をもう一度きちんと主張した上で、判断を求めることが必要ではないかと考えます。

そういう意味から、県教育委員会としては、もう一度最高裁に判断を仰ぐ姿勢を取ることが必要と考えます。最高裁へ上告するという事務局の方針については、その方向でよいと思います。

(工藤教育長)

他にご意見ありませんか。

協議ではございますが、お諮りしたいと思います。事務局案は、最高裁に上告して、その判断を仰ぎたいというものでした。この対応方針に賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

教育委員会として、上告する方針を確認いたしましたので、今後はその方向で、必要な手続を進めてまいりたいと思います。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

## 【議 案】

### 第 1 号議案 大分県教育功労者表彰について

(工藤教育長)

それでは、第 1 号議案「大分県教育功労者表彰について」中村教育改革・企画課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

## 第2号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

次に、第2号議案「教職員の懲戒処分について」法華津参事監兼教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

## 【協 議】

### ①管理職及び主幹教諭選考について

(工藤教育長)

次に、協議の①「管理職及び主幹教諭選考について」法華津参事監兼教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

他に、ございませんでしょうか。

それでは、今回の協議の結果を踏まえ、準備を進めてまいります。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございますか。

それでは、これで平成30年度第13回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。